

### 1 改定の背景・目的

●**現状**

前回改定から令和3（2021）年で10年が経過します。  
策定：平成11（1999）年  
改定：平成23（2011）年

●**背景**

前回改定以降、東日本大震災の発生、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、訪日外国人客数の増加などの社会動向の変化や、新たな行政計画の策定・まちづくりの進展など区を取りまく状況は、大きな変化が生じています。

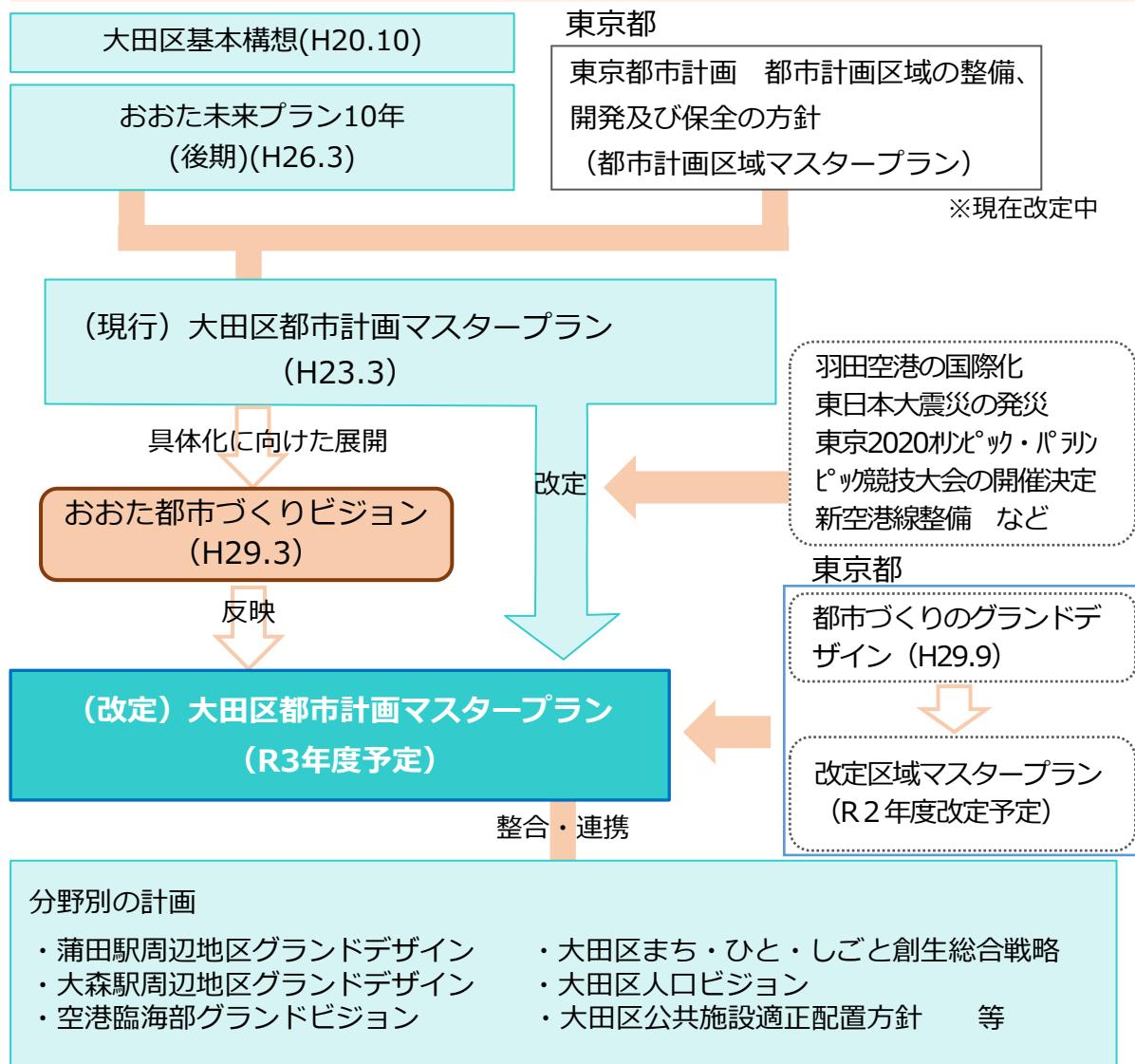
●**目的**

区の内外を取り巻く情勢の変化などを踏まえて、具体性ある将来ビジョンを確立し、まちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの改定に向けた検討を令和元（2019）年度から開始します。

### 3 大田区都市計画マスタープランの位置付け

大田区都市計画マスタープランは、都市計画法18条の2における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、「大田区基本構想」や「おおた未来プラン10年」などに即して、概ね20年先を目標年次として定めた都市計画の基本方針です。

また、東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）、区の個別分野の計画や、関連条例とも整合・連携するものです。



### 2 スケジュール（予定）

令和元（2019）年度：骨子作成、庁内・改定推進委員会（4回程度）、区民参画

令和2（2020）年度：素案作成、庁内・改定推進委員会（4回程度）、区民参画

令和3（2021）年度：案作成、庁内・改定推進委員会（2回程度）、パブコメ、都協議、改定

改定に当たり改定推進委員会（学識経験者）及び庁内検討委員会を設置します。

### 4 現行の大田区都市計画マスタープランの構成

序章 都市計画マスタープランとは

1章 大田区の特性と課題

2章 都市の将来像

◎都市の将来像（都市づくりの理念と5つの方向性、拠点等の配置とネットワーク）



3章 部門別方針

◎9つの部門別方針

- ①土地利用方針
- ②交通ネットワークの整備方針
- ③水と緑の整備方針
- ④安全・安心のまちづくり方針
- ⑤ユニバーサルデザインのまちづくり方針
- ⑥住宅・住環境整備の方針
- ⑦産業のまちづくり方針
- ⑧景観のまちづくり方針
- ⑨環境のまちづくり方針

4章 地域別構想

◎地域別構想における6つの地域区分



5章 都市計画における重点課題の整備の方向

6章 都市像の実現に向けて